

JR東海労の闘いで、JR東海会社が出向先の労基法違反を認める！

出向者の労働時間が法定内に是正される！

JR東海労新幹線地本（東京）からの報告によると、（株）スリーエスの担当者が淵上さん（JR東海労組合員）に対して「勤務時間はJRから連絡があり、（月間）171時間、176時間の法定労働時間以内にする。」と言ってきたそうです。そして、幹鉄事から（株）スリーエスに出向になっている他の仲間たちも月間法定労働時間を超えない勤務指定を行うように言われているそうです。つまりJR東海会社も出向先会社も今日までの勤務指定が労基法違反であったことを認めたということです。

ユニオン指導部の皆さん！知らないふりは通用しませんよ！

当然、関西支社（大阪）からの出向者も是正ですよ！？

ところで、（株）スリーエスへ出向になっている社員は東京だけではなく、関西支社（大阪）の社員も出向になっています。当然、関西支社（大阪）からの出向者の勤務指定も是正されなければなりません。

「月間法定労働時間を超えない勤務指定を行う」ということは、1勤務の労働時間が18時間（徹夜）で年休を一切取らない場合で、月の暦日数が28日の場合は8回、30日と31日の場合は9回の勤務（徹夜）指定しかできないということで、10回の勤務（徹夜）指定は労基法違反です！

ユニオン指導部の皆さん！ しっかり点検して是正させてくださいよ！

間違っても組合員を騙したり、不利益扱いをそのままにしないでくださいよ！！

出向者だけ特別扱いは許されない！！

ハッキリさせておかなければなりません！

- ①私たちは「JR東海労組合員の勤務だけが労基法違反だ！」と言っているのではありません。
- ②私たちは「JR東海会社からの出向者の勤務だけを是正せよ！」と言っているのではありません。
- ③私たちは（株）スリーエスの労基法違反だけを問題にしているのではありません。多くの出向先会社で労基法違反の「勤務指定」や「賃金計算」や「休日の削減」が行なわれているのです。
- ④JR東海会社はそれを承知の上で不当な出向を繰り返しているのです。このことこそが問題なのです。
- ⑤そして、それを知らないふりをしている労働組合の指導部も同罪だと言わなければなりません。

JR東海会社は、すべての出向会社に対して労基法違反の是正を要請せよ！！
JR東海労は今後も労働者の利益と権利を守るために、仲間の皆さんと闘います！！